

基本的考え方

脱衣、移動、入浴、着衣といった一連の入浴動作が円滑に行われるかどうかは、浴室の環境によって大きく左右される。また、人によって身体の負担、転倒等の危険や不安感等が異なるため、以下の点に十分配慮する。

- (1) 浴室は、対象となる建築物の用途、利用者の身体特性、介助の有無等に応じて、小浴室、大浴室、介護浴（機械浴）室等を組み合わせて計画する。
- (2) 脱衣室、洗い場、浴槽への移動が円滑に行えるよう配慮する。特に、更衣や移動の際の転倒防止に留意すること。（段差解消、歩行や立ち座りを補助する手すり、浴槽の手すり、腰掛台等）
- (3) 利用者の身体特性によっては、シャワー用車椅子を用いて安全に入浴ができるようにする。また、介助を必要とする利用者には、必要に応じてリクライニング式のシャワー用車椅子を用いる。

整備基準	浴室	解説図
<p>別表第1の1の表2の項、7の項、10の項、11の項及び14の項の公益的施設に共同浴場（寝室及び客室内部に設けられるものを除く。）を設ける場合においては、次に定める構造の浴室を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>ア 洗い場及び脱衣室の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 洗い場及び脱衣室の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 洗い場及び脱衣室の出入口は、車椅子使用者が円滑に通過できる構造とすること。</p> <p>エ 浴槽、洗い場及び脱衣室には、手すり、腰掛台等を適切な位置に配置すること。</p> <p>オ 洗い場及び脱衣室の水栓器具は、操作が容易な方式のものを設けること。</p>	<p>→図 15-1 共同浴室</p> <p>→図 15-2 出入口段差解消</p>	

整備基準の解説

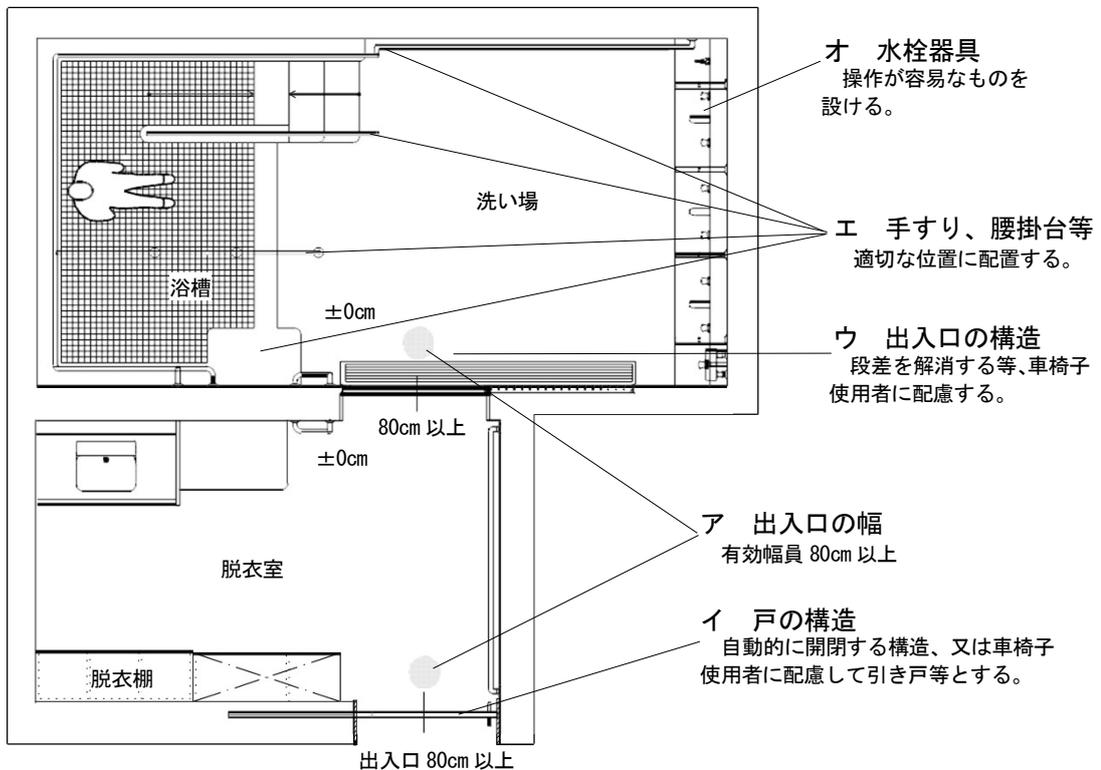
病院等、ホテル等、老人ホーム等、福祉施設等、公衆浴場に共同浴場を設ける場合は、次の構造のものを1以上設ける。

(男女別の場合は各々1以上)

〈適用除外〉

寝室や客室内部に設けられている浴室。

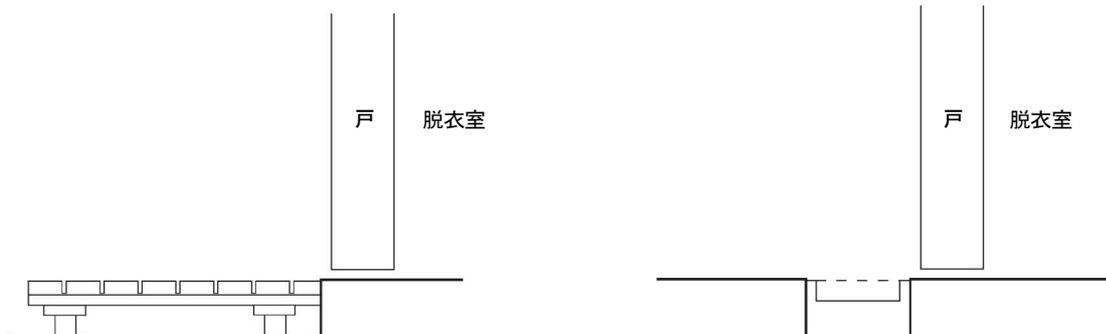
■ 図 15-1 共同浴室



■ 図 15-2 出入口段差解消

すのこの場合

グレーチングの場合



動作特性

※ここでは、高齢者や障害のある人等の入浴動作を、ピクトグラム（絵文字）で表し、後述の「設計上の配慮事項」において、利用可能な対象者の範囲を示している。

●立位移乗による杖歩行者の入浴動作（またいで浴槽に入る場合）

・手すりにつかまりながら移動し、浴槽をまたいで入る。



●立位移乗による杖歩行者の入浴動作（腰掛けて浴槽に入る場合）

・手すりにつかまりながら移動し、浴槽の縁に腰掛けて浴槽に入る。



●端座位移乗による車椅子使用者の入浴動作

・シャワー用車椅子で浴槽まで移動し、浴槽の縁（または洗い場から浴槽までつながったベンチ等）に移乗して浴槽に入る。



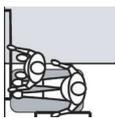
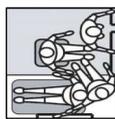
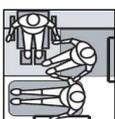
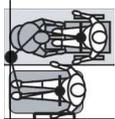
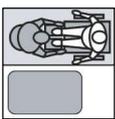
●長座位移乗による車椅子使用者の入浴動作

・脱衣室から洗い場、浴槽にかけてベンチが連続している場合は、その間をずって移動して浴槽に入る。



設計上の配慮事項（動作特性格）

※ここでは、整備箇所、動作特性格に「設計上の配慮事項」を示している。

設計 図内 の 番号	肢体不自由								
	立位移乗			座位移乗		介助移乗			
	杖歩行・歩行器等			車椅子（自走車椅子・電動車椅子・介助用車椅子等）					
	またぐ	端座位	端座位	長座位	介助・リフト浴	介助・機械浴			
									
脱衣室	—	・「14 更衣室又はシャワー室」2-90 頁参照。							
出入口	①	<ul style="list-style-type: none"> ・開口部の段差をなくし、通過しやすい幅員（80cm 以上）とする。 ・出入口の前後に車椅子利用者が直進でき、方向転換できる空間を設けることが望ましい。 							
浴室の戸	②	<ul style="list-style-type: none"> ・引き戸が望ましく、可能ならば自動引き戸が望ましい。 ・車椅子で取っ手に近づきやすい空間を確保し、取っ手や自動押しボタンの形状・位置に注意する。 ・戸のガラスは、樹脂または強化ガラスにすることが望ましい。 							
洗い場	スツール	③	<ul style="list-style-type: none"> ・一般型の洗い場には腰掛けて洗体ができるよう、安定性の高いスツール（高さ 40cm 程度）を用意する。 ・スツールを利用する場合、洗面カウンターの高さに注意する。 						
	ベンチ	④	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチを設ける場合、車椅子から移乗しやすい高さ（40～45 cm 程度）とする。 ・ベンチの下部には車椅子フットサポートが入るスペースを確保する。 ・ベンチから浴槽までは、ずって移動するため、ベンチの表面素材を考慮する。 						
手すり		⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・脱衣室から洗い場、浴槽の周りに連続した手すりを設ける。浴槽での立ち上がりや出入りを補助するために、手すりを設置する。 						
スペース		⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・シャワー用車椅子で浴槽に近づける洗い場スペースを確保する。 						
浴槽		⑦	<ul style="list-style-type: none"> ・浴槽の縁の高さは、立ち座りや移乗を考慮し、40～45 cm とすることが望ましい。 ・また浴槽の深さは 50cm とすることが望ましい。 ・浴槽内での姿勢の安定性を保ちやすいことから和洋折衷型の浴槽を基本とする。 						
			<ul style="list-style-type: none"> ・浴槽の縁の厚みは、手でつかめる程度が望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浴槽の縁に一旦腰掛けて、足を回転させて入れるよう考慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浴槽にずって入るため、浴槽内に、ステップがあることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リフトを設置する場合は、レールや支柱の配置、昇降ストローク等に注意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・機械浴は利用者の負担軽減のため、常にシャワー用車椅子に乗ったまま入浴できる方式が望ましい。 		
水栓器具		⑧	<ul style="list-style-type: none"> ・水栓器具は、湯水の混合操作が容易で適温位置が認識しやすいサーモスタット（自動温度調節器）付レバー水栓が望ましい。スツールに座った状態で操作しやすい位置に設置する。 						
シャワー		⑨	<ul style="list-style-type: none"> ・シャワーヘッドの高さ調整ができるように、スライドバーを設置するか、上下二箇所の使いやすい位置にフックを設ける。シャワーヘッドは、ボタンひとつで注水ができるタイプが望ましい。 						
床の表面仕上げ		⑩	<ul style="list-style-type: none"> ・濡れても滑りにくく、転倒時に床を這っても身体を傷つけない仕上げとする。 						
緊急通報ボタン		—	<ul style="list-style-type: none"> ・確認ランプ付呼出装置等の緊急通報ボタンを更衣室、シャワー室の双方に設置し、事務所には警報盤を設ける。移乗をとまなう場所の壁面の低い位置に設置する。 						

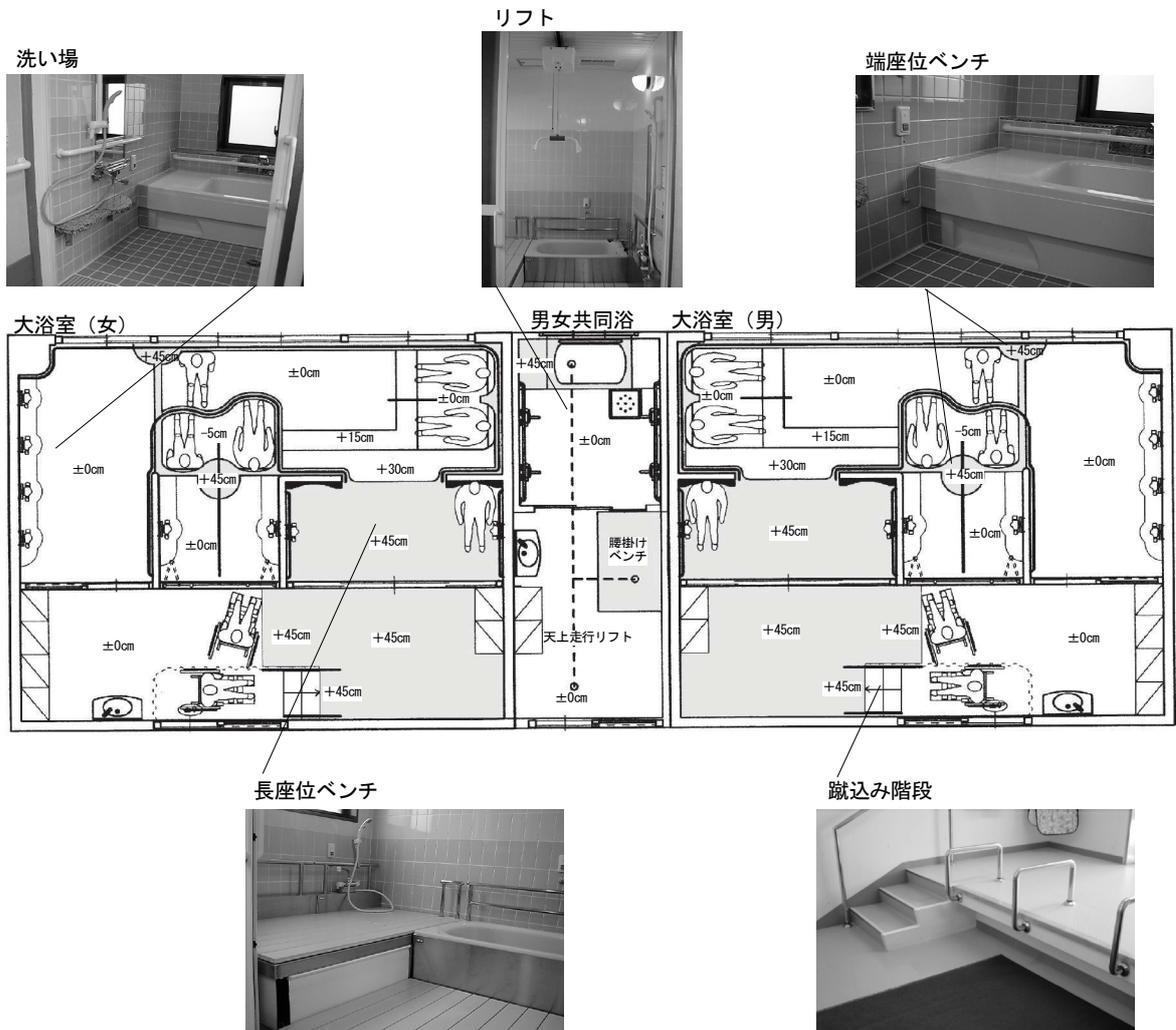
設計 図内 の 番号	視覚障害 	聴覚障害 	内部障害 
	見えにくい(弱視/色盲) 見えない(全盲)	聞こえにくい 聞こえない	
緊急通報ボタン	—	・確認ランプ付呼出装置等を、更衣室、シャワー室の双方に設け、事務所には警報盤を設ける。 ・音声案内設備を設ける。	・緊急通報が確認できるフラッシュライト等を設置する。
認識しやすい 設備・備品	—	・周囲の壁等と浴槽、手すり、水栓器具、スツール、洗面器等の設備、備品等は、周囲の壁等と認識しやすい色相と明度とする。	

設計上の配慮事項（設計箇所別）

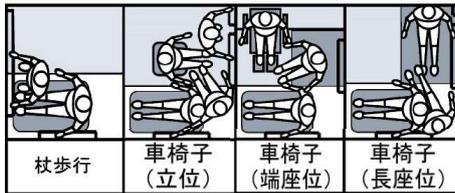
※ここでは、設計箇所別に配慮事項を示している。

浴室

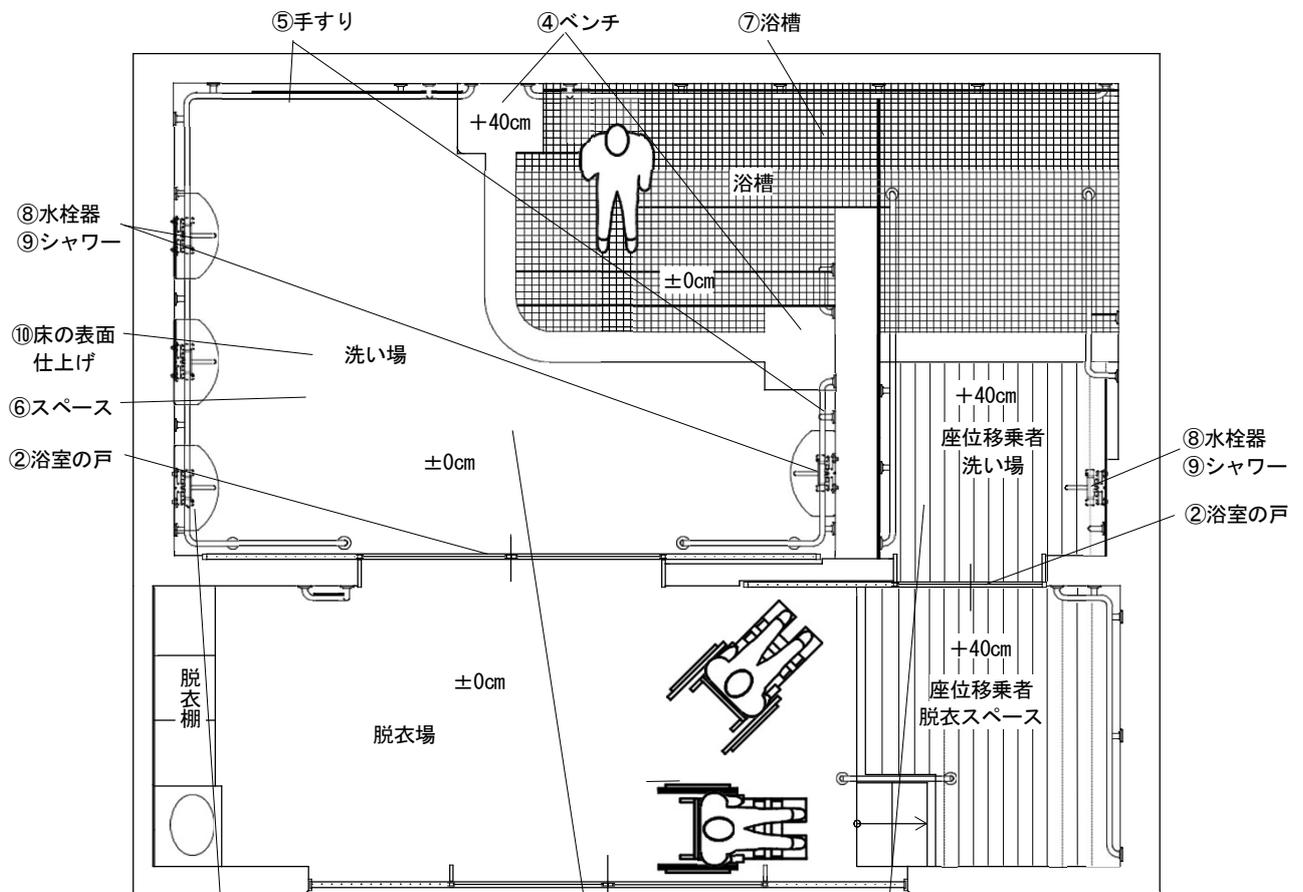
- ・公衆浴場、スポーツ施設、宿泊施設等における共同の大浴室は、より多くの人が利用できるよう配慮する。それでも対応できない場合は、その身体特性に応じた特殊浴室を併設することが望ましい。
- ・異性介助を要する利用者に対して、男女共用浴室を用意することが望ましい。
- ・高齢者、障害者施設の浴室を設計する場合は、入居者の入浴動作及び介助方法等について、綿密に検討して計画する。



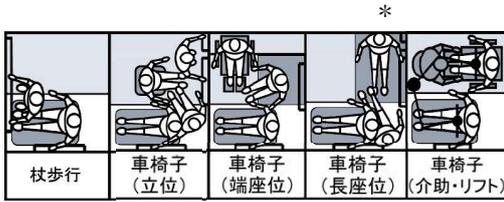
■大浴室



- ・不特定かつ多数の者が利用する浴室であっても、本項で示した入浴の動作特性（2-102頁）を参考に設計することで、より多くの人に対応した大浴室の設計が可能となる。
- ・更衣室から洗い場及び浴室までは段差を設けず、移動距離を短くし、手すり等による歩行補助や誘導も考慮する。
- ・下図の中央から左側のエリアは、主に歩行及びシャワー用車椅子で移動して入浴する場合、右側のエリアは座位で移動して入浴する場合の脱衣、浴室環境の例である。

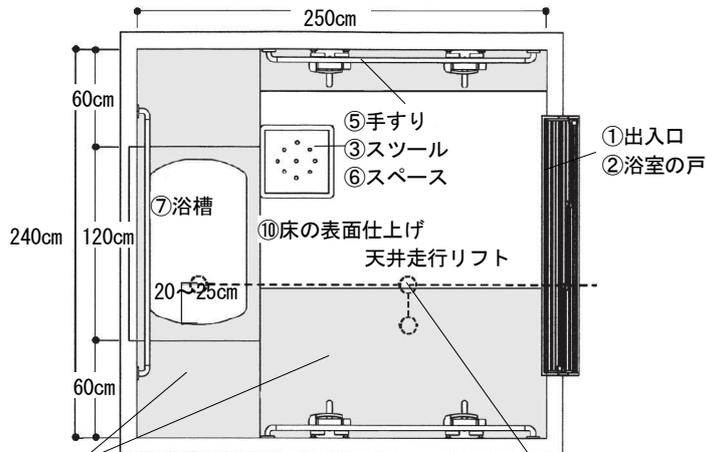


■多目的浴室（男女共用浴室、医療・福祉機関等特定利用者環境等の浴室）



*ベンチを使用した場合に入浴可能。

- ・大浴室に男女共同（異性介助）浴室を併設する場合や、医療・福祉施設等に浴室を設ける場合は、利用者の動作特性及び介助動作等を十分に把握し、より多くの人が入浴できるように設計する。
- ・入浴介助の中でも移乗、移動の介助は最も負担が大きいため、リフト等の設置も検討する。



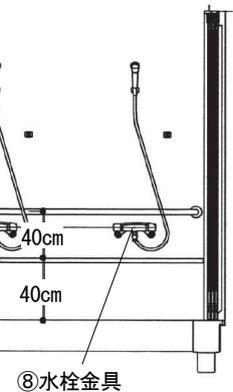
ベンチ

洗い場、更衣スペースに高さ40~45cm程度のベンチを設置することで、端座位や長座位移乗タイプの入浴が可能になる。

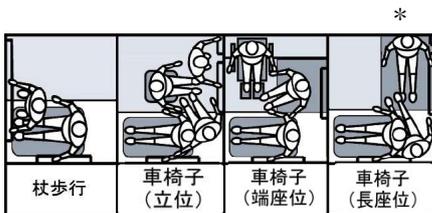


リフト

介助を要する場合は、リフトを設置することで、介助移乗タイプの介助負担が軽減する。

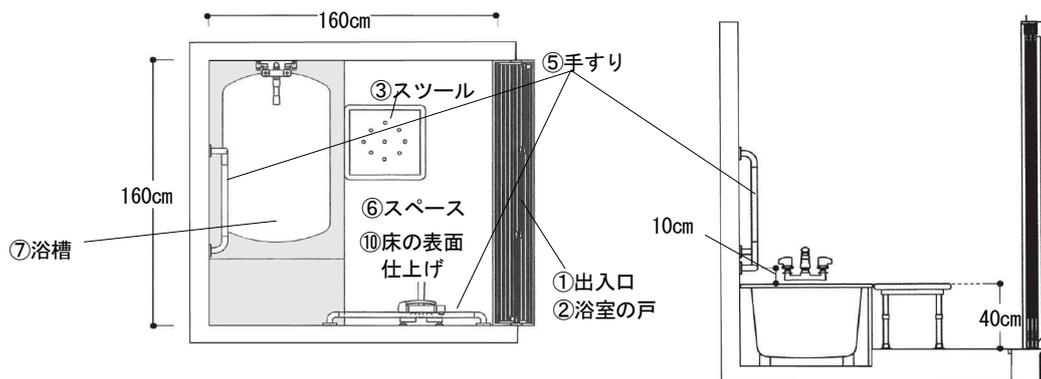


■小規模浴室（宿泊施設等の浴室）



*ベンチを使用した場合に入浴可能。

- ・宿泊施設においては、大浴室の付近に車椅子使用者等に配慮した男女共用（異性介助）浴室を設けるとともに、客室においても段差解消、手すりやスツールの設置等を行うことが望ましい。より多くの身体特性の人が利用可能なように設計することが望ましい。
- ・用具等を利用することで多くの身体特性が利用可能となるような設計であることが望ましい。



整備事例

●使いやすい手すり、腰掛け台、浴槽の配置



- ・脱衣場から連続した腰掛け台まで連続した手すりが設置されている。(いしかわ特別支援学校・金沢市)



- ・浴槽横の台に腰掛けて浴槽への出入りができる。(錦城学園・加賀市)

●浴槽の出入りの手すりと腰掛け台



- ・脱衣場から洗い場への連続した手すりにより移動がしやすい。(錦城学園・加賀市)



- ・腰掛け台と手すりを利用した浴槽への出入りがしやすい。(錦城学園・加賀市)

●スツールと手すり



- ・すべての洗い場にスツールと手すりが設置されている。(青山彩光苑・七尾市)

●リクライニング式シャワー用車椅子



- ・介助を必要とする利用者のために、リクライニング式シャワー用車椅子を準備している。(石川県リハビリテーションセンターほっとあんしんの家・金沢市)



・水栓の高さが異なる2種類の洗い場を設けている。
(白峰温泉総湯・白山市)

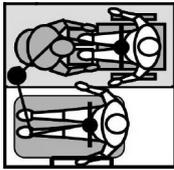


・介護者と並んで利用できる洗い場を設けている
(白峰温泉総湯・白山市)

特定利用者の入浴動作及び事例

※利用者が特定される建築物では、利用者の入浴動作特性及び介助動作等を十分考慮した設計をすることが重要である。ここでは、よく見られる特定利用者の入浴動作と設備の事例を示す。

● リフトによる入浴動作



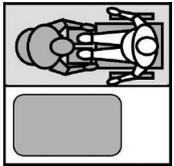
設置型リフト
(錦城学園)

天井走行リフト
(いしかわ特別支援学校)



● 医療・福祉施設で利用される機械浴

・機械浴の場合、利用者に不安や負担をかけないように、シャワー用車椅子を上昇させる方式を避けるとともに、常にシャワー用車椅子にのったまま入浴できる方式が望ましい。



浴室機械浴の例



管理、人的対応の留意事項

- ・転倒等の事故を避けるため、整理整頓を徹底し、万一事故が起きた場合の迅速な人的対応を普段から心がける。
- ・長座位での更衣やシャワー、浴槽までの移動を可能にするベンチを整備する。ただし、必要のないときには収納できるよう、ベンチは可動式にしてもよい。

